

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見**青：複数者からの意見 緑：市長意見 黒：事務局意見****1 事業特性、地域特性****(1) 事業特性**

- ア 液化天然ガス（LNG）を燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備 3 基（合計出力 195 万 kW）を新たに設置する計画である。
- イ 施設の稼働に伴い、多量の排ガスや温排水を排出する計画である。

(2) 地域特性

- ア 対象事業実施区域は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置し、住居、学校教育施設及び社会福祉施設に近接している。
- イ 近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等でにぎわう盤洲干潟があり、その周辺では海苔養殖等の漁業が営まれている。
- ウ 事業区域及びその周辺では、光化学スモッグ注意報が多く発令されている。
- エ 周辺海域では、化学的酸素要求量に係る水質環境基準が一部未達成となっているほか、例年、赤潮の発生も見られる。
- オ 事業区域の周辺には、複数の火力発電所が立地しており、大気環境、水環境及び動植物等への重畳的な影響が懸念される。
- カ 地域住民等からは事業実施に伴う環境影響への懸念や意見が多数寄せられており、地域の実情に応じた環境保全への取組が必要である。

2 全般にかかわる事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

3 大気環境にかかわる事項

- (1) 施設の稼働に伴う排ガスについて、対象事業区域周辺は電力、石油化学工業等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していること及び窒素酸化物が光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、更なる環境への負荷の低減に努めること。
- (2) 施設の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値について、重畳的な影響が想定されることを踏まえ、予測及び評価を行うこと。

- (3) 逆転層形成などの特殊気象条件下の二酸化窒素の予測結果について、対象事業実施区域後背地は丘陵地や台地となっており、実際の環境濃度が予測より高くなる可能性があることから、予測及び評価の妥当性を確認すること。
- (4) 周辺の稼働予定の発電所の二酸化窒素年平均値の寄与濃度について、算出方法を明らかにすること。

4 水環境にかかわる事項

- (1) 施設の稼働に伴う一般排水について、放流先の東京湾は化学的酸素要求量が環境基準を達成していない状況にあることを踏まえ、更なる汚濁負荷の低減に努めること。
- (2) 施設の稼働に伴う温排水の影響について重畳的な影響を踏まえた予測を行っているが、予測を踏まえた評価を行うとともに、必要な環境保全措置を検討すること。
- (3) 施設の稼働に伴う温排水について、可能な限り環境影響を低減するように、取放水温度差を含む排水条件を満たすよう管理すること。

5 動物、植物及び生態系にかかわる事項

- (1) 動物及び植物の重要な種の影響予測について、各環境又は各植生区分の面積及び工事の実施によるこれら面積の変化、群落区分ごとの面積及び面積比、並びに影響が想定される各動物種の個体数を示すなどし、可能な限り定量的に行うこと。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺において、陸域・海域の動物及び植物の重要な種が確認されていることから、本事業の実施に伴う動植物・生態系への影響を最大限回避すること。
- (3) オオアゼテンツキについて、生育確認場所の大部分が改変されることから、環境保全措置を講じること。
- (4) 対象事業実施区域内で繁殖の可能性がある鳥類について、生息確認地点のごく近接地で工事を行う場合、最長6年間の工事実施中は繁殖できない可能性があることなどを踏まえ、予測及び評価の妥当性を確認すること。
- (5) 海域の動物及び植物について、東京湾の海水温は年間で最大約20℃の温度差

があり、また夏季を中心に躍層が形成され、対流が起こりにくくなることなどを踏まえ、予測及び評価の妥当性を確認すること。

(6) 湿生植物の移植について、適地の場所、面積及び環境条件を具体的に示すこと。

(7) 海域の動物並びに陸域・海域の植物の確認種のリスト、海域の動物の各確認種の湿重量又は個体サイズ及び植物の植生調査票を記載すること。

6 廃棄物等にかかる事項

(1) 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物について、発生量及び有効利用量の算出過程を示すなどにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られたと判断した根拠を明らかにするとともに、可能な限り発生量の抑制及び更なる有効利用の余地を検討するなどし、環境負荷の低減を図ること。

(2) 工事の実施に伴い発生する発生土について、工法等の検討により可能な限り発生量の抑制及び対象事業実施区域内での再利用に努め、環境負荷の低減を図ること。

7 温室効果ガス等にかかる事項

(1) 事業場全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガス削減の取組に努めること。

(2) 本事業で発電した電力について、原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

8 事後調査にかかわる事項

対象事業実施区域周辺において、新設の火力発電所の運転開始が複数予定されており、大気環境、水環境等について重畳的な影響が想定されることなどから予測に不確実性があるため、施設の稼働に伴う以下の項目について事後調査を実施し、予測結果との比較を行うこと。

- ・大気環境中の窒素酸化物濃度
- ・周辺海域における水温、流況及び海生生物

9 その他の事項

(1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めるこ

と。

- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能するなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。
- (3) 方法書の知事意見に対する事業者の見解における陸域の動物等の補足調査について、結果を記載するとともに、実施済の調査結果を活用すると判断した根拠を明らかにすること。
- (4) 復水器の冷却水について、取放水温度差を7℃とした理由を記載すること。